

平成28年春の全国交通安全運動実施計画

公益社団法人日本バス協会

日本バス協会は、平成28年2月12日中央交通安全対策会議交通対策本部において決定された「平成28年春の全国交通安全運動推進要綱」及び「国土交通省実施計画」に基づき、下記のとおり実施項目を定め、4月6日（水）から同月15日（金）までの期間中における本運動の効果的な実施を推進することとする。

記

1. 各都道府県バス協会における具体的な実施細目の作成等
各都道府県バス協会においては、傘下各バス事業者と協議し、本実施計画に基づき地域の実情に応じた具体的な実施細目を作成し、各バス事業者に実施推進方を周知徹底すること。
2. バス事業における重点実施事項
 - (1) 適切な運行の確保
 - ① 各バス事業者は、運輸安全マネジメント制度の徹底のため、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図ること。
 - ② 適切な運行を確保するため、各バス事業者及び運行管理者は、次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図ること。
 - ・ 高速乗合バス及び貸切バスにおいては、乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくこと。また、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること。
 - ・ 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂）に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等、健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
 - ・ 過労運転を防止するため、適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の乗務時間の遵守などの運行管理を徹底すること。特に、高速乗合バス及び貸切バスにおいては、交替運転者の配置基準を遵守徹底すること。
 - ・ 歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全に配慮すること。特に、交差点右左折時における横断歩道手前での一旦停止を励行すること。
 - ・ 飲酒運転の根絶のため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、点呼時に酒気帯びの確認を行う際のアルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼の実施を徹底すること。
 - ・ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施すること
 - ・ 夕暮れ時における自動車のすれ違い用前照灯（下向き）の早めの点灯及び、暗い道での走行用前照灯（上向き）の点灯を励行すること。
 - ・ 車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等その構造上の特性を踏まえた安全確保を徹底するため、進路変更、転回、後退等しようとするときは、あらかじめバックミラ

一等により周囲の安全を十分に確かめること。また、後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。

- ・ 一般路線バスにおいては特に、車内事故を防止するための安全対策を実施すること。「ゆとり乗降」「ゆとり運転」を励行すること。また、高齢者の事故防止に特に配慮すること。
- ・ バスジャック対策の再点検を実施すること（乗務員・職員教育、緊急連絡手段の再点検）。

（２）シートベルト着用等の推進

- ① 乗務員に対し、適正なシートベルトの着用を指導すること。
- ② 乗客の安全を図るため、高速自動車国道等を走行する事業者は、次の事項を実施すること。
 - ・ 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること。
 - ・ シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと。
 - ・ 乗客にシートベルトの着用を促すこと。
 - ・ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に目視等により点検すること。
 - ・ 高速自動車国道等を走行するバス事業者及び貸切バス事業者においては、シートベルトの着用について、リーフレットを座席ポケットへ備え付ける等、あらゆる機会を捉え、乗客へのシートベルト着用の注意喚起を行うこと。
- ③ バスガイドの、高速道路、危険箇所等における「着席案内」に努めること。

（３）車両の点検整備の確実な実施

- ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施について、「自動車点検整備推進運動」等を通じて徹底を図ること。併せて、ホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故や車両火災事故、車体腐食による操舵不能事故等の防止について、点検整備を励行すること。
- ② 不正改造車の排除について、「不正改造車を排除する運動」等を通じて徹底を図ること。

（４）広報活動の推進

- ① 車内放送や車両、停留所、事業所等へのポスター、垂幕、立看板等の掲示により、本運動の趣旨を一般に周知する。
- ② 広報誌等を通じ、本運動の趣旨及び次に掲げる広報事項を周知する。
 - ・ 本年４月１０日（日）が「交通事故死ゼロを目指す日（※）」とされたこと。
 - ・ 歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護。
 - ・ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止。
 - ・ 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底。
 - ・ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行。

※交通事故死ゼロを目指す日

国民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動し、交通事故の発生を抑止することを目的として内閣府が定めた日。